

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	国民健康保険税減免の認定		
根拠法令及び条項	地方税法第717条、那覇市国民健康保険税条例第22条、 那覇市国民健康保険税条例施行規則第4条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第3条第2項第  号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第  号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市国民健康保険税減免取扱要項 別紙のとおり		
	審査基準 設定年月日		審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠: 第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部 国民健康保険課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## ○那覇市国民健康保険税減免取扱要項

平成22年10月29日

健康保険局長決裁

改正 平成23年6月15日健康保険局長決裁

平成23年11月2日健康保険局長決裁

平成24年9月18日健康保険局長決裁

平成26年5月30日健康部長決裁

平成28年2月9日健康部長決裁

平成31年3月19日健康部長決裁

令和4年12月21日健康部長決裁

令和6年3月18日健康部長決裁

令和7年6月9日健康部長決裁

### 第一 国民健康保険税の減免概要

国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号及び地方税法(昭和25年法律第226号)第717条並びに那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号。以下「税条例」という。)第22条の規定に基づき、保険税の納付が困難と認められる者に係る納税義務の一部又は全部を免除する行政処分である。

地方税法及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)に根拠をおく低所得者の救済を目的とした減額制度においては、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)に基づき減額相当額が一部国庫負担により補填されるが、地方自治体においてその制定が議会の議決事項とされる条例による保険税の減免制度は、減免決定額が国民健康保険事業特別会計上そのまま税収入の歳入不足として計上されることとなる。

本市の場合は、その歳入不足分を一般会計で予算措置し、本市の負担により減免に係る歳入不足分を補填しているのが現状である。

地方税法上での納付困難者の救済措置としては、徴収猶予(地方税法第15条)、換価猶予(同法第15条の5)等の納税猶予制度があるが、減免制度は、これらの

制度を適用してもなお納税が困難であると認められる者を救済する制度であるので、その運用は、適正かつ慎重に行われなければならない。

なお、平成20年度から後期高齢者医療制度の創設に伴う、「旧被扶養者」の激変緩和措置として、後期高齢者医療制度と同様の保険税負担軽減措置を条例による減免として講じている。

応能割(所得割)については当分の間、応益割(被保険者均等割額及び世帯別平等割額)については資格取得の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、減免を適用する。

## 第二 保険税の減免の取扱いについて

保険税の減免制度については、税条例第22条並びに那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号。以下「施行規則」という。)第4条及び付則第2項の規定によるものほか、施行規則第7条の委任規定に基づき市長が以下に定める取扱いによる。

### 1 減免の申請について

#### (1) 減免の申請者

保険税の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、納税義務者である国民健康保険(以下「国保」という。)の世帯主でなければならない。

#### (2) 摘制世帯主の取扱い

国保の被保険者である資格がない世帯主であって、被保険者とみなして課税するとされている国保の世帯主(摘制世帯主)について、減免の適用にあたっては被保険者とみなす。

#### (3) 減免の申請書類

申請者は、税条例第22条第2項の規定により、減免申請書に必要事項を記載の上その事由を証明する書類を添付し、減免の適用開始を受けようとする納期に係る納期限の7日前までに市長へ申請しなければならない。

① 減免額の確定を行うために必要な書類は、原則、申請者自身が申請書に添付する。ただし、やむを得ない事情により申請者が申請書類を提出することが困難と市長が認める場合、市長は申請者から申請書類交付依

頼等に係る委任状を受理することで、申請書類の取り寄せ等の対応を行うことができるこことする。

- ② 減免額の確定を行うために必要な書類は、減免申請日の属する月の翌月末日までに、市長に提出する必要がある。ただし、この要項において特別の定めがある場合、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- ③ 当該年中の所得金額の見込み額が、確定申告又は市民税申告によらなければ証明できない場合においては、減免申請年度の3月末日までに申告の写しを提出しなければならない。
- ④ 申請者が、この要項に定める提出期限までに必要な書類を提出することができない場合は、却下する。

(4) 異なる事由による減免の申請について

- ① 同一課税年度の年税額に対し異なる事由による減免申請があつた場合には、要件を満たした減免の申請から減免の決定を行うものとする。
- ② 先に決定した減免以外の減免申請については、当該減免のみを決定した保険税額と先に決定した減免のみの保険税額に差額がある場合に、その差額分を減免する。

(5) 減免の再申請

減免の却下後、減免が却下となつた課税年度税額について、同一事由による再申請は認められない。ただし、次の各号に掲げる事情変更がある場合には、第二の1の(3)の申請書類を改めて添付の上、再申請できることとし、再申請のあつた日以降に到来する納期に係る保険税額について減免を決定又は却下する。

- ① 二重災害等により追加の損害金額又は損失額が発生し、減免基準に該当する可能性がある場合。
- ② 所得減少減免について、減少率不足により却下となつた申請とは異なる事情により、当該年中の世帯合計所得金額が更に減収することが見込まれ、前年中の世帯合計所得金額の10分の7以下に減収する可能性がある

場合。

- (③) 第二の4の(2)の③の基準額は、最低生活の維持に充てられるべき金額の12か月分以上を国保世帯主の預貯金残高として保有していることをもって担税力を認めているため、同年度中に預貯金残高減少のみを理由に再申請することは、認められない。ただし、市長が日常生活の維持に必要又は社会通念上やむを得ないと認める支出により、国保世帯主の預貯金残高が担税力判定基準を下回った場合はこの限りでない。
- (④) 第二の1の(3)の④による却下後、減免の申請書類を具備するに至った場合。

## 2 減免の申請期限について

減免の期限は、次の各号に掲げる場合を除き、各期納期限の7日前までとする。なお、申請期限が那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなす。

- (1) 国保世帯主が収容又は拘禁されたときは、時効により消滅していない保険税の範囲内で申請期限を延長する。
- (2) 国保世帯員が収容又は拘禁されたときは、減免申請する課税年度の翌年4月末日まで申請期限を延長する。
- (3) 当初納税通知書及び保険税の増額変更通知書の発送月については、郵便事情を考慮し、発送月に該当する各期納期限の月末日まで延長する。
- (4) その他市長がやむを得ないと認める正当な理由がある場合には、申請可能となった日から7日を経過する日まで延長する。ただし、単に申請期限を知らなかつたことは、やむを得ない理由とは認められない。

## 3 減免の適用について

- (1) 減免の対象となる保険税

減免は、税条例第22条第2項の規定により、『納期限前7日までにその理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。』とあり、原則として申請後における当該年度内の納期末到来分の保険税を

対象とする。ただし、本要項において特別の定めがある場合は、この限りでない。

(2) 「直接居住の用に供する住宅又は日常使用する家財」が災害を受けた場合(施行規則第4条第1号ア)

直接居住の用に供する住宅が災害を受けた場合に係る施行規則第4条第1号アの表の損害の程度については、次に掲げる住宅又は家財の価格に対する損害の程度の区分に応じ、それぞれに定める被害相当とみなして適用する。

ア 損害の程度が50%以上 全壊相当

イ 損害の程度が30%以上50%未満 半壊相当

(3) 「その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合」(施行規則第4条第3号)の取扱い

「その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合」とは、施行規則第4条第3号アからオまでの規定に該当する場合で、かつ、客観的に担税力がないということが認められたときでなければならない。

① 所得減少の場合(施行規則第4条第3号ア)

ア 退職、廃業の場合、失業の期間が当該年に継続して3カ月以上とする。

イ 疾病、負傷等の場合、就労の制限を受ける期間が当該年に継続して1カ月以上とする。

ウ 母子・父子世帯の場合、児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成の支給対象と認められた者がいる世帯とする。

エ 世帯合計所得金額の見込額の算定及び所得減少割合の算定方法は、次のとおりとする。

- ・国保世帯全員(擬制世帯主を含む)の所得で算定する。
- ・給与収入の場合、退職金については、退職所得控除額を控除する前の金額を所得として把握する。
- ・非課税所得にかかる金額は算定から除く。
- ・前年中に譲渡所得等の一時的な所得がある場合は、当該年中にも同額の所得があるものとみなして算定する。
- ・減免の申請受付の後、減免決定に至る年度途中で、国保世帯主及び

国保世帯員が社会保険加入等により喪失した場合であっても、当該年の国保課税対象になっていれば、年間の見込額で所得減少を判断する。

【減免額の算定式】

$$\text{所得割減免額} = \text{所得割額} \times \{1 - (\text{当該年中の世帯合計所得金額の見込額} / \text{前年中の世帯合計所得金額})\} \times (\text{減免対象税額} / \text{年税額})$$

② 国保法第59条各号のいずれかに該当する場合(施行規則第4条第3号イ)

※ 保険税の納税義務が国保世帯主に課せられており、保険税の減免申請に係る権利義務も国保世帯主にあることから、次に掲げる取扱とする。

ア 国保世帯主が収容又は拘禁されたときは、時効により消滅していない保険税の範囲内で、収容又は拘禁された期間について遡及して減免を適用する。

イ 国保世帯員が収容又は拘禁されたときは、国保世帯主が行った減免申請の日の属する年度のみに限り減免を適用し、課税年度を遡及して減免を適用することはしない。

③ 生活保護開始の場合(施行規則第4条第3号ウ)

ア 葬祭扶助のみを受けた場合は減免対象としない。

イ 国保世帯主(擬制世帯主を含む)が扶助を受けた場合は、未到来納期に係る保険税の全額を免除する。転出先市町村において扶助を受けた場合も同様とする。

ウ 国保世帯員のみが扶助を受けた場合は、当該国保世帯員の国保加入期間に係る保険税について減免対象としない。

④ 債務弁済等のため居住用財産を譲渡した場合(施行規則第4条第3号エ)

ア 施行規則第4条第3号エに規定する「当該譲渡所得」とは、債務弁済に要した金額から所得税法上の特別控除の金額を差し引いた額をいう。

イ 債務弁済費用については、申請書と合わせて提出された領収証を基

に認定する。

- ウ 領収証の有効期限は譲渡の原因日から半年以内とする。
- エ 債務には税金・公課及び国税譲渡申告時の各種経費は含めない。
- オ 前年中の世帯合計所得の制限をもうけないものとするが、担税力調査は行う。

#### 【減免額の算定式】

$$\text{所得割減免額} = (\text{債務弁済費用} - \text{特別控除額}) \times \text{所得割税率} \times (\text{減免対象税額}/\text{年税額})$$

#### (5) 破産手続き開始した場合(施行規則第4条第3号オ)

破産手続き開始時に裁判所において、客観的に担税力が無いと判定されており、当該年度の所得割全額を免除する。

但し、国保世帯員の破産宣告の場合は、所得割全額ではなく、当該国保世帯員の所得に係る所得割額について、減免する。

#### (4) 既納の保険税に係る減免制度の適用について

減免適用により過納金が生じた場合は、還付又は当該納税義務者の未納に係る徴収金へ充当できるものとする。

### 4 担税力調査

保険税の減免に際し、担税力の判定は納税義務者本人の預貯金残高による。

#### (1) 担税力調査の趣旨

施行規則第4条第3号に規定する「その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合」とは、同号のアからオまでの理由に該当する場合であり、かつ、客観的に担税力がないと認められなければならない。担税力は、納税義務者である国保世帯主の預貯金(銀行、信用金庫、信用組合、協同組合等の預入先金融機関に元本を保証された流動性預金及び定期性預金)残高の合計金額により判定する。

#### (2) 預貯金残高の確認方法

##### ① 預貯金残高の証明

預貯金残高については、減免申請時に国保世帯主が提出する預貯金申告書と申告内容を証明するために添付する書類(申請日以前概ね3カ月程度の取引記録が確認できる通帳等の写し、引き出し金の支出理由が確認でき

る領収証等)により確認する。なお、預入先金融機関の都合により、申請日以前概ね3カ月程度の取引記録が確認できる通帳等の写しが提出できない場合においては、その事実が確認できる資料と合わせて、添付可能な期間の取引記録が確認できる書類及び減免申請時点の預貯金残高が確認できるその他の書類を添付するものとする。

### ② 預貯金残高の認定

借入金がある場合、預貯金残高から借入金を差し引くことはしない。また、市長が日常生活の維持に必要又は社会通念上やむを得ないと認めると支出を除き、遊興費や借金返済等により短期間で預貯金残高が減少している場合は、申請時点の残高を減じる目的で引き出しを行ったものと判断し、引き出し前の残高を申請時点残高とみなす。

### ③ 預貯金残高の判定基準

減免の申請時点の預貯金残高の合計金額が、国保世帯主のみの場合は120万円、国保世帯員が1人増えるごとに54万円を加算した額を超える場合は、担税力があるとみなして、減免を適用しない(国税徴収法施行令第34条の基準額を準用する。)なお、減免の申請時点の被保険者数で判定するものとし、申請時点以降の転入・転出、出生・死亡、社保加入・離脱による増減は考慮しないものとする。

被保険者数	世帯主のみ	2人	3人	4人	5人以上
口座残高合計	1,200,000円	1,740,000円	2,280,000円	2,820,000円	1人増えるごとに 540,000円を加算

### (3) 担税力調査不要の場合

減免事由が罹災・生活保護開始・国保法第59条該当・自己破産の場合は不要とする。

## 5 所得申告について

減免申請をする場合は、国保世帯主確定申告又は市民税申告(他市照会含む)を要とする。ただし、課税年度の前年に国外から転入した者、無収入の

者、減免事由が国保法第59条該当又は生活保護の開始であり、かつ所得税及び住民税の申告義務を負わない者については、この限りではない。

## 6 経過措置

### (1) 非自発的失業者に対する減免

非自発的失業者に対する減免において、当分の間、所得の判定は非自発的失業軽減対象前の金額を用いて判定する。また、減免額については非自発的軽減がないものとして減免を適用した後の年税額が非自発的失業軽減を適用した後の年税額より低い場合、その差額分を減免額とする。

## 7 減免の決定、却下

税条例第22条第2項の規定により、申請者から提出された申請書類の内容によって減免を決定又は却下とする。ただし、申請者から提出された申請内容に疑義がある場合は、地方税法第707条に基づく調査によって把握した事実も申請内容に含み、減免を決定又は却下とする。

## 第三 施行日

1 この要項は、平成22年11月1日から施行する。

2 那覇市国民健康保険税減免取扱要領(平成12年施行)は、廃止する。

付 則(平成23年6月15日健康保険局長決裁)

この要項は、平成23年6月24日から施行し、改正後の那覇市国民健康保険税減免取扱要項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

付 則(平成23年11月2日健康保険局長決裁)

この要項は、平成23年12月1日から施行する。

付 則(平成24年9月18日健康保険局長決裁)

この要項は、平成24年9月18日から施行する。

付 則(平成26年5月30日健康部長決裁)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年2月9日健康部長決裁)

この要項は、平成28年3月1日から施行する。

付 則(平成31年3月19日健康部長決裁)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和4年12月21日健康部長決裁)

この要項は、令和5年2月1日から施行する。

付則（令和6年3月18日健康部長決裁）

この要項は、令和6年6月1日から施行する。

付則（令和7年6月9日健康部長決裁）

この要項は、令和7年6月9日から施行する。